

# 岐阜県公報

## 目次

### 告示

- 池田町の区域内の字の区域変更  
解除予定保安林とする旨の通知  
道路の供用開始  
道路の区域変更  
羽島都市計画道路事業の認可  
保安林の指定

### 公示

- 平成二十二年度砂利採取業務主任者試験の実施  
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件  
平成二十二年技能検定(後期)の実施  
県営土地改良事業計画の決定  
県営土地改良事業の変更計画の決定  
県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等  
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

## 告示

岐阜県告示第四百八十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、池田町の区域内の字の区域を変更した旨池田町長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は掲示場に掲示する。

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
粕ヶ原字傍示下	段字中野の一部
田中字村北	田中字村前の一部、字東栗原の一部

この処分は、平成二十二年九月三日から効力を生ずる。

平成二十二年九月三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 掲示場  
県庁及び池田町役場
- 二 掲示物  
字界変更調書 その他必要な書類
- 三 掲示期間

平成二十二年九月三日

第二千七百七十九号  
平成二十二年九月三日

(金曜日)

平成二十二年九月三日から  
同 年九月二十四日まで

岐阜県告示第四百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年九月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

飛騨市宮川町塩屋字高瀬七三五の一八、七四六の一六、七四六の一七、七四六の一  
九、七四六の二〇

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

岐阜県告示第四百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年九月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定の年月日又は告示の年月日）
		岐阜市大字椿洞字楮子田平 一三三六番一地从先から			

県道	安食線	同 市栗野西八丁目五〇二番地先まで	10.0	平成 33.9.3	平成 22.9.29
----	-----	-------------------	------	-----------	------------

岐阜県告示第四百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年九月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域の変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	井尻線 八百津	加茂郡御嵩町井尻字中田 七三四番一地从先から 同 郡同 町同 字中屋 敷六九一番地先まで	前 後	33.4 25.9	33.0 33.0	

岐阜県告示第四百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、羽島都市計画道路事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年九月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称  
羽島市

道路の種類	路線名	区 間	区域の変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	栗野線	同 市栗野西八丁目五〇二番地先まで	前 後	10.0 10.0	10.0 10.0	

二 都市計画事業の種類及び名称

羽島都市計画道路事業 三・五・十七号 堀津平方線

三 事業施行期間

平成二十二年九月三日から

同 二十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 岐阜県羽島市福寿町平方字上屋敷、字大門先及び字丸池東地内  
使用の部分 なし

岐阜県告示第四百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十二年九月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林の所在場所

美濃市大字保木脇字艾尾一三五〇、一三五一、一三五七の一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 次のとおりは、省略し、その関係書類を岐阜県中濃農林事務所及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。

公 示

平成二十二年砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定による平成二十二年砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施しますので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）第八条の規定により公示します。

平成二十二年九月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験期日及び時間

平成二十二年十一月十二日（金）午前十時から午後零時まで

二 試験場所

岐阜市藪田南二丁目一番二号 岐阜県水産会館一階大会議室

三 試験科目

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

四 受験手続

1 申込用紙の交付

受験願書の用紙は、岐阜県商工労働部商工政策課及び各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。以下同じ。）振興課で交付します。

郵送を希望する場合は、八十円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（定形郵便物の封筒）を同封し、〒五 八五七 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工政策課に請求してください。

2 申込方法

受験願書に必要な事項を記入し、次の各号に掲げる書類を添えて、岐阜県商工労働部商工政策課に提出してください。

(一) 写真（手札形（縦十二センチメートル、横八センチメートル）とし、受験願書提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

(二) 受験票(用紙は、受験願書と同時に交付します。)

3 申込受付期間

平成二十二年十月一日(金)から同月十四日(木)までとし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

郵送による場合は、「書留」又は「簡易書留」とし、平成二十二年十月十四日(木)までの消印のあるものに限り受け付けます。

5 受験手数料

手数料は、八千円とし、これに相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼付してください。(消印しないこと)

なお、受験手数料は、受験願書が受理された後は返還しません。

6 合格者の発表

試験に合格した者の受験番号を岐阜県公報に掲載するとともに、本人に合格証を交付します。また、不合格者に対しても、その旨を通知します。

7 試験結果の提供

平成二十二年度砂利採取業務主任者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

砂利採取業務主任者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合否発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口(県庁二階) 電話 五八二七二一一一 内線二一九)及び各振興局特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

八 その他

試験について不明な点は、岐阜県商工労働部商工政策課鉦政担当(電話 五八二七二一一一 内線三八九)に問い合わせてください。

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十二年九月三日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十二年九月三日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

三洋堂書店せき東店

関市東新町六丁目三二八番一号 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十二年九月三日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十二年九月三日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称)三洋堂書店なかつがわ店

中津川市西宮町五番二二二号

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

平成二十二年技能検定（後期）の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十六条第二項の規定により平成二十二年技能検定（後期）を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示します。

平成二十二年九月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施等級等

技能検定は、特級、一級、二級、三級及び単一等級に区分し、実技試験及び学科試験によって行います。

二 実施する検定職種（作業）及び等級区分

1 特級

1 特級  
鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造

2 一級及び二級

2 一級及び二級  
さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、金属溶解（鑄鉄キョボラ溶解作業、鑄鋼アーク炉溶解作業、軽合金反射炉溶解作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）、金型製作（プレス金型製作作業、プラスチック成形用金型製作作業）、工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、時計修理（時計修理作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング作業、婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、木工機械整備（木工機械調整作業、木工機械修理作業）、機械木工（数値制御ルータ作業）、製版（DTP作業）、プラスチック成形（ブロー成形作業）、強化プラスチック成形（エポキシ樹脂積層防食作業、ビニルエステル樹脂積層防食作業）、石材施工（石材加工作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニルシート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ法防水工事作業）、内装仕上げ施工（カーテン工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業、テクニカルイラストレーションCAD作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤制御盤製図作業）、金属材料試験（機械試験作業、組織試験作業）、塗装（鋼橋塗装作業）

3 三級

3 三級  
機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業、シーケンス制御作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、時計修理（時計修理作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、内装仕上げ施工（カーテン工事作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業、テクニカルイラストレーションCAD作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

4 単一等級

4 単一等級  
電子回路接続（電子回路接続作業）、枠組壁建築（枠組壁工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、バルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）、産業洗浄（化学洗浄作業）

三 技能検定試験手数料

1 実技試験 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十七

号)で定める額とする。

2 学科試験 三千百円

四 実施期日、実施場所等

1 実技試験

平成二十二年十一月二十九日(月)から平成二十三年二月二十日(日)までの間において、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。

2 学科試験

(一) 平成二十三年一月二十三日(日)に実施する職種

一級及び二級

金属溶解(鋳鉄キユボラ溶解作業法、鋳鋼アーク炉溶解作業法及び軽合金反射炉溶解作業法に限る。)、鍛造(ハンマ型鍛造法及びプレス型鍛造法に限る。)、機械検査、電気機器組立て(シーケンス制御法に限る。)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造法に限る。)、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工、金属材料試験

三級

機械検査、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て法及びシーケンス制御法に限る。)、配管

(二) 平成二十三年一月三十日(日)に実施する職種

特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造

一級及び二級

さく井、金型製作、工場板金(機械板金加工法及び数値制御タレットパンチプレス板金加工法に限る。)、自動販売機調整、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、木工機械整備、機械木工、石材施工(石材加工法に限る。)、コンクリート圧送施工、防水施工(アスファルト防水施工法、合成ゴムシート防水施工法、塩化ビニル系シート防水施工法及び改質アスファルトシートトーチ工法防水施工法に限る。)、カーテンウォール施工、機械・

プラント製図

三級

時計修理、冷凍空調和機器施工、機械・プラント製図  
単一等級  
枠組壁建築、バルコニー施工、産業洗浄(化学洗浄法に限る。)

(三) 平成二十三年二月六日(日)に実施する職種

一級及び二級

機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、和裁製版、プラスチック成形(フロー成形法に限る。)、建築大工、かわらぶき、内装仕上げ施工(カーテン施工法に限る。)、テクニカルイラストレーション、電気製図、塗装(鋼橋塗装法に限る。)

三級

プリント配線板製造、和裁、プラスチック成形(射出成形法に限る。)、建築大工、内装仕上げ施工(カーテン施工法に限る。)、テクニカルイラストレーション、電気製図

単一等級

電子回路接続、樹脂接着剤注入施工

3 実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途岐阜県職業能力開発協会から受検申請者に通知します。

4 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ岐阜県職業能力開発協会において公表するとともに、受検申請者あて送付します(ただし、一部の検定職種については問題の全部又は一部を公表しません。)

後期試験の問題の公表は、平成二十二年十一月十九日(金)から行います。

5 受検申請の手続

1 提出書類等

(一) 技能検定受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

(三) 三に定める手数料



おおの地区	大野町役場 揖斐川町役場 神戸町役場	平成二・九・三から 同 一〇・五まで
-------	--------------------------	-----------------------

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年九月三日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
南高山地区	高山市役所	平成二・九・三から 同 一〇・五まで

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年九月三日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
道下地区	輪之内町役場	平成二・九・三から 同 一〇・五まで

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次

の県営土地改良事業計画の変更についてその概要等を海津市長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年九月三日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
海津3期地区	海津市役所	平成二・九・三から 同 一〇・五まで

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年九月三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称  
高山市
- 二 調査を行った地域  
岐阜県高山市朝日町立岩の一部（立岩）（ ）
- 三 調査を行った期間  
平成十九年度から平成二十年度
- 四 地図及び簿冊の名称  
岐阜県高山市（朝日町立岩の一部）の地籍図  
岐阜県高山市（朝日町立岩の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日  
平成二十二年九月三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年九月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称  
恵那市

二 調査を行った地域  
岐阜県恵那市明智町吉良見の一部（吉良見）

三 調査を行った期間  
平成十六年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称  
岐阜県恵那市（明智町吉良見の一部）の地籍図  
岐阜県恵那市（明智町吉良見の一部）の地籍簿

五 認証年月日  
平成二十二年九月三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年九月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称  
本巣市

二 調査を行った地域  
岐阜県本巣市大字法林寺の一部（此ノ奥）

三 調査を行った期間  
平成十六年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県本巣市（大字法林寺の一部）の地籍図  
岐阜県本巣市（大字法林寺の一部）の地籍簿

平成二十二年九月三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年九月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称  
本巣市

二 調査を行った地域  
岐阜県本巣市大字文殊の一部（西目狩）

三 調査を行った期間  
平成十六年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称  
岐阜県本巣市（大字文殊の一部）の地籍図  
岐阜県本巣市（大字文殊の一部）の地籍簿

五 認証年月日  
平成二十二年九月三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年九月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域  
岐阜県下呂市小坂町長瀬の一部（長瀬）

三 調査を行った期間  
平成二十年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称  
岐阜県下呂市（小坂町長瀬の一部）の地籍図  
岐阜県下呂市（小坂町長瀬の一部）の地籍簿

五 認証年月日  
平成二十二年九月三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年九月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称  
下呂市

二 調査を行った地域  
岐阜県下呂市馬瀬川上の一部（川上）

三 調査を行った期間  
平成十五年度から平成二十二年度

四 地図及び簿冊の名称  
岐阜県下呂市（馬瀬川上の一部）の地籍図  
岐阜県下呂市（馬瀬川上の一部）の地籍簿

五 認証年月日  
平成二十二年九月三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年九月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称  
揖斐郡池田町

二 調査を行った地域  
岐阜県揖斐郡池田町大字粕ヶ原、田中の一部（粕ヶ原中、粕ヶ原上、田中）

三 調査を行った期間  
平成十九年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称  
岐阜県揖斐郡池田町（大字粕ヶ原、田中の一部）の地籍図  
岐阜県揖斐郡池田町（大字粕ヶ原、田中の一部）の地籍簿

五 認証年月日  
平成二十二年九月三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年九月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称  
東白川村

二 調査を行った地域  
岐阜県加茂郡東白川村大字神土の一部（神土）

三 調査を行った期間  
平成十九年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

五

認証年月日

平成二十二年九月三日

岐阜県加茂郡東白川村(大字神土の一部)の地籍図  
岐阜県加茂郡東白川村(大字神土の一部)の地籍簿

平成二十二年九月三日発行

発行者

岐阜県庁  
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター